

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年7月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200095号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200028号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月5日の標準賞与額を22万円、平成16年7月16日の標準賞与額を24万円、同年12月3日の標準賞与額を28万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日、平成16年7月16日、同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月16日、同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月

請求期間当時、A社に勤務し賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録を確認したところ、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和3年10月1日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできないとして、令和3年12月22日付けで不訂正決定(以下「当初の決定」という。)を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表及び当初の決定に係る調査の際にA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3

日において同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、B銀行C支店から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される賞与額から、請求期間①は22万円、請求期間②は24万円、請求期間③は28万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成18年7月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。